

もしかしたら…あなたも

老人保健医療制度 医療費の助成制度 福祉給付金制度

福祉医療担当(☎66-1102)

市では、市民の皆さんが安心して医療を受けていただけるよう、多くの制度を設けています。「もしかしたら、該当するのかな?」という人や「まだ受給者証の交付を受けていない」人は、この機会に、市役所保険年金課福祉医療担当まで、申請またはお問い合わせください。

老人保健 医療制度

「老人保健医療制度」は、高齢を迎えた皆さんが幸せな健康生活を送っていただくために、すべての医療保険が協力して、高齢者にかかる医療費を負担していく制度です。

○対象者は…

- ・70歳以上の人
- ・65歳～69歳で重度の障害を持っている人

※該当する人には、誕生月にハガキで通知します。

○一部負担金を支払っていただきます

外来	1カ月	1,020円
入院	1日	710円

○食事自己負担金を支払っていただきます

(1日につき)

一般		760円
市 民 税 非 課 税 世 帯 等	90日までの入院	650円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	500円
市民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人		300円

ご注意ください!!

○受診するときは必ず「保険証」と「受給者証」を医療機関の窓口に掲示してください。

○次の場合は、14日以内に届け出をしてください。

- ・氏名、住所、保険証の種類、記号、番号に変更があった場合
- ・死亡、転出、生活保護の適用になった場合

○受給者証は保険証ではありません。

加入保険の変更があった場合、前の保険資格がなくなつてから、次の保険資格ができるまでの間に医療を受けると、その間の医療費は実費となりますので、十分注意してください。

○交通事故等(第三者行為)により、ケガをして各医療費の受給者証で受診する場合は、必ず届け出をしてください。

